

分類	表 題	作成日・更新日	整理番号 (Ver.)
保安実務	周知の実施と記録 ( 定期周知業務 )	2012/03/22 2015/06/24	EGE 55-001 (3)

## 1. 実施計画・協議

- 1) 毎年度初め(4月初旬)に業務主任者が中心となり、当該年度の周知実施計画を立てる。
- 2) 実施計画では、①実施の期間、②対象消費者、③実施者、④実施の方法、⑤使用する文書、⑥記録の方法等を定める。
- 3) 対象消費者は、設置されている燃焼器具のうち1年毎の周知対象の器具がない事が完全に把握されている場合は2年毎、それ以外は毎年実施するよう計画する。
- 4) 実施者は、法34条2項関係通達に沿って「他人」に該当しない者\*1が行うよう計画する。
- 5) 実施の方法は、上記4)の「他人」によるポスティングや郵送では行わないよう計画する。
- 6) その計画書を基に、実施担当者を含めて事業所内での協議を行い、その記録を残す。
- 7) 消費者が留守等で直接面談する事が困難な場合の措置についても協議し、6)の協議記録にあわせて記録する。
- 8) 受託している事業所においては、受託保安業務管理担当者(主に卸担当者)が受託販売所の業務主任とともに、上記と同一の内容を協議して定め、協議記録として残す。

※1 他人に該当する例：関連会社社員、外部委託検針員、臨時に短期雇用された者、郵便・メール便配達者

他人に該当しない例：全社の人員配置表に記載された社員（パート/フルタイム契約、再雇用、受入出向、派遣社員を含む）、当社以外の業務を行わない個人事業者であって保安業務の責任が当社に帰属する旨の契約が結ばれている下請事業者（法34条2項関係通達）

## 2. 実施の方法

- 1) 周知文書の注文を、期間、数量とも余裕をもって発注する。このとき、供給開始時に使用する分、ならびに家庭用以外の用途区分毎の必要数を確認し、あわせて発注する。
- 2) 周知文書を入手後すみやかに文書の内容を確認し、規則第27条関係通達の基準を満たしているかの確認を行う。
- 3) 上記2)の確認において通達の基準で不足するものがあれば、保安推進グループに追加として添付する文書の作成を依頼するとともに、その文書の発行元にその旨を伝える。
- 4) 周知文書には、あらかじめ販売所の名称（行政の登録名称と一致させる）と住所、電話番号が正しく印刷、またはスタンプされていることを確認する。
- 5) 実施時は、原則として消費者との面談により行うものとし、留守等で面談できなかった場合は、1.7)で あらかじめ協議して定めた方法により行う。
- 6) 消費者が留守であることをあらかじめ想定して、訪問せずに、郵送や宅配、ポスティングを行う事は避ける。



関連法規 法34条2項（保安機関は他人に保安業務を委託してはならない）、通達 法34条関係3  
規則27条（周知の内容）、通達 規則27条関係  
規則38条（周知の方法）、通達 規則38条関係

### 3. 記録の方法

- 1) 周知実施後、速やかに保安全管理システムに実施情報を入力する。
- 2) 長期間に渡って周知業務を実施している場合は、月毎に実施情報を入力する。
- 3) 実施情報の入力においては、規則第 131 条に沿って、実施事業所名，実施者氏名，実施年月日を消費者毎に入力し、一括入力機能を使用しても良い。
- 4) 入力完了後は、直ちに社内所定の『周知実施記録』を出力し、実施件数を確認する。別途の様式（独自のエクセル等で作成したもの）は社内基準として無効とする。
- 5) 実施対象戸数が 5,000 戸以上となる場合は、『周知実施記録』をデータで保存しても良いが、その場合は、FD, CD, MO, 専用メモリーカード等の媒体に、他の PC でも読み取りが可能な互換性のあるフォーマットで 2 枚作成して 2 箇所保存する（1 枚はバックアップの為）。
- 6) 入力もれや誤入力の確認として Orbit+においては『周知未実施印刷』、e-GGs においては『周知実施記録（確認用）』のデータを出力若しくは PC 画面上で確認する。
- 7) 記録の出力後に入力もれや誤入力を発見した場合は、システムの登録内容を追加・修正するとともに、出力した記録を手書きにより修正する。このとき、追加修正箇所が多数の場合は『周知実施記録』を再作成し出力する。
- 8) 2.2)の規則第 27 条関係通達の内容を満たしていない不定期の周知（臨時周知）を行った場合は、別途の記録に残すこととし、保安全管理システムの「周知業務」には入力しない。
- 9) システム登録していない質量販売消費者への実施記録は、任意の様式に実施者氏名，実施年月日を消費者毎に記載し、体積販売の『周知実施記録』とともに保管する。
- 10) 高圧ガス保安法，ガス事業法対象の消費者が混在する場合は、法令区分毎に『周知実施記録』を出力する。
- 11) 『周知実施記録』（保管媒体）は、使用した周知文書とともに、年度分け可能な状態でファイリングする。

データ保存用媒体の例



### 4. 特記事項

- ▷ 高圧ガス保安法，ガス事業法においても、1.4)の「他人」の基準を除外し、同様に計画、実施、記録（システム登録）を行う。
- ▷ 供給開始時に行った周知については、供給開始時点検調査入力と同時に、実施事業所名，実施者氏名，実施年月日を入力すれば良く、実施記録の印刷は不要。

関連法規

法 81 条 1 項（帳簿の記載），規則 131 条 2 項，（帳簿一週知を行った場合）  
書面保存規則 4 条（電磁的記録による保管）